

仕様書等に関する質問に対する回答表

業務名称	明石市立人丸小学校東プレハブ棟賃貸借（令和2年10月20日公告）
担当課	教育委員会事務局 学校管理課
Q1	計画敷地内において、既存不適格となる建物や工作物があった場合の是正工事に関しては別途でよろしいか。含まれる場合、必要工事内容の詳細をご指示ください。
A1	お見込みのとおり。
Q2	外構工事はアスファルト及びU字溝新設とし、既存物撤去等はないものと考えてよろしいか。含まれる場合、必要工事内容の詳細をご指示ください。
A2	外構工事については仕様書P5 B建築工事仕様書 7) 本体プレハブ工事 ⑧外部による。なお舗装の復旧は、アスファルト及び一部インターロッキングを含みます。撤去工事については、既設花壇の高木及び放送用ポールの撤去は事前に明石市において完了予定であり、それ以外の工事に支障のある工作物（アスファルト舗装等）については撤去をお願いします。また、花壇内の立水栓一か所と埋設給水管の撤去をお願いします。（仕様書P9 C設備工事仕様書 2) 機械設備工事 ⑦その他 第3項の貸与図面を参照）
Q3	電気の引込先を図示ください。
A3	仕様書『C 設備工事仕様書 1)-① 幹線設備』に記載のとおり。なお電力引込みにあたっての電力会社との事前協議・調整及び申請業務ほか必要な手続きについては、本賃貸借契約に含むものとする。
Q4	エアコン室外機は外部階段下に設置するものとし、防音パネルは今回不要と考えてよろしいか。不可の場合、設置位置含め詳細をご指示ください。
A4	仕様書『C 設備工事仕様書 2)-⑦ その他』に記載のとおり、原則として、空調室外機周囲においては、防音措置が必要な場合は防音パネル等で対応すること。但し、最終的な設置要否の判断については、受注確定後の現地調査並びに実施設計の結果を踏まえ提出・提示される受注者提案を元に、市との協議により決定するものとする。
Q5	フロン排出抑制法に基づく簡易点検は別途でよろしいか。
A5	当該法令に基づく、簡易点検・定期点検等その他一切の法定点検業務は、賃貸者がその責において行うものとする。但し、契約上の賃貸借期間中に限るものとする。
Q6	エアコンフィルター清掃は学校側で行って頂けると考えてよろしいか。含まれる場合、必要回数をご指示ください。
A6	お見込みのとおり。
Q7	仕様書P2 8その他(1) 「当該賃貸借物件に対する公租公課その他一切の賦課金は、賃貸者が負担するものとする」は「当該賃貸借物件に対する公租公課その他一切の賦課金は、賃貸者が負担するものとする」でよろしいか。
A7	お見込みのとおり。
Q8	消防設備に関して。誘導標識を設置したらよいか。それとも誘導灯か。
A8	誘導灯の設置をお願いします。
Q9	消防設備に関して。消火器の設置は必要か。
A9	設置をお願いします。

Q10	電気設備工事において、「管理棟職員室へ空調機用集中リモコンを設置のこと」と記載がありますが、この集中リモコンは、プレハブ棟一括のON/OFF制御でよろしいか。
A10	各室ごとにON/OFF制御ができるようにすること。
Q11	各室の必要照度500ルクス以上との要求ですが、便所・廊下においても500ルクスが必要でしょうか。
A11	500ルクス以上は教室・クラブ室のみとし、便所は200ルクス以上、廊下通路は100ルクス以上とすること。なお各室の要求値において、教室は机上、その他は床面での照度とする。
Q12	仕様書(C 設備工事仕様書 1)-③ 電灯コンセント設備)にて、照明リモコンを職員室ラックに追加するとの記載がありますが、このリモコンは、プレハブ棟一括のON/OFF制御でよろしいか。
A12	職員室ラックに各室ごと(廊下・便所等も)にON/OFF制御できるリモコンスイッチを設けること。
Q13	非常放送設備について、消防協議により「非常ベル対応で可」となった場合、非常放送は不要としてよろしいか。
A13	仕様書にて要求されるとおり、必ず非常放送設備を設けること。
Q14	一般放送・非常放送の各放送設備において、一般用・非常用の兼用スピーカとしてよろしいか。
A14	原則として、一般放送と非常放送ごとにスピーカを設置のこと。
Q15	2)機械設備工事の⑦ その他にて、「上下水道の申請は本工事に含むものとする」とありますが、電力会社への申請等は別途ですか。
A15	A3のとおり。電力会社への申請等の必要な手続き及び費用についても、賃貸者が負担するものとする。